

住民税均等割非課税世帯などの皆さんへ

低所得世帯支援給付金を支給します

- エネルギー・食料品などの物価高騰による負担を軽減するための支援として、低所得世帯(令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯および家計急変世帯)に対し、1世帯3万円の給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

▼ 対象者

- (A) 基準日(令和5年6月1日)において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (B) Aのほか、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せぬ事由により、令和5年1月以降に、同一の世帯に属する人全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

- ▼ **給付額** 1世帯あたり3万円 ※1世帯1回限り。
※上記(A)、(B)の給付金を重複して受給することはできません。

▼ 支給までの流れ

対象者(A)

- 1 必要事項を記入し、ご提出ください。
対象者には須恵町役場から確認書もしくは申請書を送付します。
(6月下旬から7月上旬予定)
(確認書)
内容を確認して、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。
(申請書)
住民税の申告が済んでいない人がいる場合は、その人の申告をしていただき、非課税である場合には支給対象となります。
※提出期限 9月29日(金)まで



対象者(B)

- 1 申請が必要です。
【申請期間】
7月3日(月)～9月29日(金)
申請書は役場1階 福祉課に備え付けていますので、下記の必要書類をお持ちの上、窓口までお越しください。
【必要書類】
● 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
● 令和5年1月以降の収入がわかるもの(給与明細など)
● 振込先の口座番号などが確認できるもの(通帳など)
- 2 審査後、該当者に振り込み
審査完了後、申請書に記載の口座に振り込みます。

- 2 記載内容を確認後、振り込み
須恵町が確認書または申請書を受理した日から30日以内に、記載の口座へ振り込みます。



※6月下旬より開設予定です。

給付金受付会場

7 6 5 4 3 2 1

8 会議室

応接室

会議室A

会議室B

正面玄関

東側玄関

総合案内券機

福祉課

子育て支援課

住民課

税務課

ロビー

受付

エレベーター

階段

トイレ

待合室

職員室

会議室

応接室

会議室

会議